

事務局からの大切なお知らせです 令和3年分確定申告のご相談は完全予約制になります

日頃は当会運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。令和2年分確定申告期には、コロナ禍のなか暗中模索のうちに予約制を導入し、事前予約をされた会員のみなさまには優先して申告相談を行う試みをいたしました。その結果事務所での待ち時間が緩和され、みなさまから好評価をいただきました。

令和3年分確定申告期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として完全予約制とすることといたしました。

8月に予約権として使用する『はがき』をお送りします。同時に記帳確認も開始します。年内に2回の記帳確認を受けて、優先的に申告相談の予約を取ることができます。

申告相談の予約までの流れ

8月



【予約権】はがきの発送 記帳確認開始

8月～12月



記帳確認を必ず2回受けてください 予約権の記帳確認欄に確認印が2つ押されていればご予約できます。

記帳確認のルール

1. 第1回目の記帳確認終了後、第2回目の確認は原則同月では行わないこととします。
ただし、第1回目の確認が12月となってしまった方を除きます。
2. 第2回目の記帳確認は来所月の前月末までの帳簿が完成していることとします。
3. 第1回目の記帳確認が12月となってしまう、どうしても第2回目の確認を年内に行うことが困難な方は、日にち指定のみで時間指定の予約はできません。

- ※ 記帳確認を受けられる際は必ず【予約権】のはがきをご持参ください。
- ※ 令和3年分申告相談は必ず予約が必要となります。帳簿の記帳はお早めにお済ませください。
- ※ 予約は会費納入後をお願いします。